令和 4 年度

公益財団法人 多摩市文化振興財団

事業計画書

目 次

I.はじめに	
	··· P.1
Ⅱ.事業	
1. パルテノン多摩指定管理事業	
(1) 市民が文化芸術を体験し、又は創造する機会の創出に関する事業(公益 1)	··· P.2
(2) 良質な文化芸術の鑑賞機会を提供する事業及びその普及啓発に資する事業(公益1)	··· P.3
(3) 郷土の文化、歴史、民俗、自然科学等を普及し、及び公開する事業(公益 1)	··· P.4
(4) 市民の文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を担う人材の支援に関する事業(公益1)	··· P.5
(5) 文化芸術を通して地域を活性化する事業(公益1)	··· P.5
(6) 日常的に市民が集い、交流する場の創出及び提供に関する事業(公益 1)	··· P.6
(7) 貸館、撮影等場所提供に関わる事業(公益 1)(収益 1)	··· P.6
(8) 広報宣伝事業(公益 1)	··· P.6
(9) 駐車場管理運営事業(収益 1)	··· P.6
(10)施設等の維持及び修繕に関する事業(公益1)	··· P.6
2. その他事業	
(1) 関係者連携(公益 1)	··· P.7
Ⅲ. 法人運営	
1. 組織体制等	··· P.8
2. 研修計画	··· P.8
3. 評価と運営の改善	··· P.8
Ⅳ . まとめ	

I.はじめに

令和 4 年度は、公益財団法人多摩市文化振興財団にとって特別な意味を持つ重要な年度と位置付けられます。

これまで当財団では、パルテノン多摩の大規模改修工事終了後の管理運営を担うべく、新たなチャレンジとして、令和元年 12 月 10 日付けでパルテノン多摩共同事業体(代表団体:多摩市文化振興財団、株式会社 JTB コミュニケーションデザイン、野村不動産パートナーズ株式会社、株式会社フラットステージ)を設立し、令和 2 年第 4 回多摩市議会定例会において「多摩市立複合文化施設・多摩市立多摩中央公園内駐車場」の指定管理者に指定することを可決いただき、令和 3 年 1 月 22 日付けで多摩市とパルテノン多摩共同事業体との間で令和 3 年 12 月 14 日から令和 9 年 3 月 31 日までを指定期間とする基本協定書が締結されました。

令和2年4月1日から始まった多摩市立複合文化施設(パルテノン多摩)の大規模改修工事が終わり、令和4年3月27日にはリニューアルプレオープン、令和4年7月1日にはリニューアルグランドオープンを迎え、本格的に指定管理者としての施設運営、事業実施がスタートします。

当財団定款第3条(目的)では、「この法人は、多摩市における文化芸術の振興のための事業及び市民の自主的な文化活動への支援を行うとともに、市民のふるさと意識を育てる事業を行うことにより、市民文化の創造とコミュニティの醸成を図り、もって広く地域の発展に寄与することを目的とする。」と規定されています。そして、定款第4条(事業)においては、その目的を達成するために行う事業の一つとして、第1項第5号で「市が設置する複合文化施設及びその他の公の施設の管理運営のための事業」が掲げられています。この規定に基づき私共が指定管理者として管理運営を担う多摩市立複合文化施設条例第3条では、実施する事業が次の通りとされています。

【多摩市立複合文化施設条例より抜粋】

第3条(事業)

- (1) 市民が文化芸術を体験し、又は創造する機会の創出に関する事業
- (2) 良質な文化芸術の鑑賞機会を提供する事業及びその普及啓発に資する事業
- (3)郷土の文化、歴史、民俗、自然科学等を普及し、及び公開する事業
- (4) 市民の文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を担う人材の育成に関する事業
- (5) 文化芸術を通して地域を活性化する事業
- (6)日常的に市民が集い、交流する場の創出及び提供に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために多摩市長が必要と認める事業

令和 4 年度から本格的に稼働する新装パルテノン多摩の管理運営を担う共同事業体の代表団体として当財団が事業を担い実施することは、昭和 62 年の財団設立以来担ってきた文化芸術の振興、市民の文化活動への支援、市民のふるさと意識や地域コミュニティの醸成、地域活性化などに大きく寄与するものであり、引き続き、当財団の目的と役割をしっかりと果たしていく所存です。

Ⅱ.事業

多摩市立複合文化施設の第6期指定管理者をパルテノン多摩共同事業体として受託します。今期の指定管理期間は令和3年12月14日から令和9年3月31日までの5年3か月あまりとなっています。

1. パルテノン多摩指定管理事業

パルテノン多摩の第6期指定管理期間は令和3年12月14日から令和9年3月31日までの5年3か月余りで、新たな試みとして、多摩市文化振興財団を代表団体とする「パルテノン多摩共同事業体」として指定管理を請け負います。

本指定管理期間内における初年度事業は、パルテノン多摩大規模改修工事が完了し、再開館の1年目にあたる時期です。令和4年4月から6月末まではプレオープン期として、大ホール、小ホールとオープンスタジオ以外の諸施設が利用可能となります。この時期は、グランドオープンに向けて、各種設備の試運転や想定する対応オペレーションの試行を行う時期となります。これらの確認を行いながら、市民及び利用者がグランドオープンへの期待感を持てる事業を実施していきます。7月からのグランドオープン期は、再開館記念特別公演などを実施し、市民の鑑賞機会を創出し、パルテノン多摩へ定期的に来館する気運を醸成していきます。また令和5年にはパルテノン多摩にほど近い場所に新設される多摩中央図書館が開館予定であり、多摩中央公園を中心にクリエイティブキャンパス構想に向けた動きも本格化することが予想されます。

プレオープン期の事業としては、内覧会や保有する自動演奏楽器の活用事業等を実施予定です。グランドオープン期には再開館記念特別公演を実施し、他の記念事業及び初年度事業への期待感を促進するような流れを作ります。

上記以外の指定管理基準に示されている以下の事業については、令和4年度以降の実施に向けて詳細検討していきます。

- 市民が文化芸術を体験し、又は創造する機会の創出に関する事業
- 良質な文化芸術の鑑賞機会を提供する事業及びその普及啓発に資する事業
- ・郷土の文化、歴史、民俗、自然科学等を普及し、及び公開する事業
- 市民の文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を担う人材の支援に関する事業
- 文化芸術を通して地域を活性化する事業
- 日常的に市民が集い、交流する場の提供に関する事業

(1) 市民が文化芸術を体験し、又は創造する機会の創出に関する事業

市民が参加して、作品を創造する事業を展開します。また、小中学校などでも文化芸術を日常生活の中に届ける事業を展開します。再開館記念事業と関連する参加型企画などを行い、市民参加・体験の場を創出するとともに、公演鑑賞との関連付けによって、より広がりのある事業展開を目指します。

《創造事業》

事業名	概要
市民参加型公演	市民が参加できる公演を実施

《体験事業》

事業名	概要
アウトリーチ事業	•学校プログラム(市内の小中学校を対象にしたコミュニケーシ
	ョン能力・表現力を得るワークショップ)
	・放課後プログラム (学童クラブ・児童館などを対象にしたプロ
	グラム)

・特別プログラム(市内の障害者施設、不登校児童施設等を対象
にしたプログラム)
•コミュニティシアター(コミュニティセンター等を対象にした
コンサート等)

《普及事業》

事業名	概要
市民参加型講座	市民が文化芸術活動への関心を深める場として実施

(2) 良質な文化芸術の鑑賞機会を提供する事業及びその普及啓発に資する事業

市民が良質な文化芸術に触れることで、喜びや楽しさ、感動を体験できる環境を創出する公演事業を実施します。音楽、演劇、舞踊、映画のみならず、ダンスや映像、音楽が組み合わされた複合的な作品など、多様化する舞台芸術を鑑賞できる機会を実現します。実施にあたっては、積極的に鑑賞する機会が無い方でも、文化芸術への関心を持つきっかけとなるような創意工夫のある広報活動を行います。

令和4年度は、多彩な再開館記念事業を行うことで、多くの市民や未利用者の来館を見込みます。

事業名	概要
再開館記念事業	柿落とし公演の 1 つとして令和4年7月 1 日に大ホールで
オーケストラによるクラシックコ	上演
ンサート	
再開館記念事業	柿落とし公演の 1 つとして令和 4 年 7 月 2 日に大ホール
キッズ&ファミリー向けコンサー	で上演
۲	
再開館記念事業	柿落とし公演の 1 つとして令和 4 年 7 月 3 日に大ホール
伝統芸能公演	で上演
再開館記念事業	柿落とし公演の 1 つとして令和 4 年 7 月 1 日に小ホール
リーディングシアター	で上演
再開館記念事業	柿落とし公演の1つとして令和4年7月2日、3日に小ホ
音楽朗読劇	ールで上演
再開館記念事業	令和4年7月28日~31日(予定)に大ホールで上演
翻訳泉	
再開館記念事業	令和4年7月16日に小ホールで上演
ヴァイオリンソロコンサート	
再開館記念事業	令和4年8月28日に大ホールで上演
ピアノソロコンサート	

《鑑賞者育成事業》

事業名	概要
市民参加の朗読公演	コロナ禍を通じて生命の尊さを痛感する中、戦争の悲惨さを
	後世に伝える作品を取り上げる。短時間で少数ながら市民が
	参加する朗読公演。その作品に触れることで平和、非戦への
	願いを深める機会とする。

(3) 郷土の文化、歴史、民俗、自然科学等を普及し、及び公開する事業

パルテノン多摩の博物館は、ホール機能と博物館機能を2つの軸に設立された複合文化施設の一翼を担う施設として、開館と同時にスタートしました。その後、常設展示室である歴史ミュージアムは多摩ニュータウン開発を中心とした「多摩丘陵の開発のあゆみを探る」をテーマとした展示室として運営を行ってきましたが、大規模改修を機会に、よりよい博物館運営に向けてリニューアルオープンいたします。令和2・3年度の休館期間中に立ち上げた市民学芸員制度を継続し、市民学芸員を中心に市民ボランティア等との協働による制作を行っていきます。

《展示事業》

事業名	概要
常設展示	郷土文化理解を深めてもらうための拠点。
特別展•企画展	再開館記念と紐づけ、市民学芸員と協働した企画を展示する。

《学習支援プログラム》

事業名	概要
古文書講座	地域の歴史解明に必要な古文書を読み解く力を地元で身に着ける
	ために、古文書の手ほどきを行う。オンライン併用で、多様な年代・
	環境にある方が、安全に学び続けられる場と方法の構築に取り組
	む。
植物観察会	当館では1万点を超える植物標本を収蔵するなど、地域の生物多様
	性の解明を博物館活動の一部として取り組んでいる。植物に関心を
	持ち始めた初心者、またより深く植物を学びたい方向けの講座など
	実施。
アウトリーチ事業(学芸員	学芸員がコミュニティセンターや学校等を対象に、市内各所に出か
派遣事業)	け、出前授業などを実施し、地域の様々な場所で、博物館の蓄積し
	た情報に触れられる機会を増やし、地域理解を促進し、愛着を持つ
	市民を増やす。

《市民協働プログラム》

事業名	概要
市民研究員	10年以上継続して博物館を支えていている各種ボランティア(古
	文書・植物標本整理・多摩くらしの調査団・定点撮影)による活動
	を進め、市民がやり甲斐を感じながら、地域課題解決のための基礎

	的資料を蓄積することとする。 リニューアルオープンに向けてさら
	なる資料情報の蓄積を担う。
市民学芸員活動	市民学芸員が活動場所となる博物館への具体的な提案を行い、実行
	に移していく。

《育成事業》

事業名	概要
市民学芸員養成講座	リニューアルした博物館において市民が主体的に活動し地域資源
	をつなげていく「地域まるごと博物館」を実現させるため、パート
	ナーとなる市民学芸員の人材育成を行う。

《史資料の整理》

事業名	概要
デジタルアーカイブ	令和 2 年度末に公開したデジタルアーカイブを活用し、来館でき
	ない人々などが博物館活用をできる仕組みを提供する。
研究成果の発信(所蔵写真	所蔵写真資料等の提供に引き続き対応する。より使用しやすいよう
資料提供等)	に、手続きの簡便化をおこなう。

(4) 市民の文化芸術活動の支援及び文化芸術活動を担う人材の支援に関する事業

市民文化団体の創作意欲を高めるために、練習やリハーサルの場、成果発表の場として施設を提供します。また、市民文化団体の自主公演に対する制作の助言、舞台技術サポートや、来館者の施設利用に対する相談対応など、専門的な見地からの支援を行い、文化活動の活性化につなげます。

《市民文化団体活動支援事業》

事業名	概要
市民文化団体への支援活動	市民文化団体の活動に対し提携や協力を行う。
日常的な活動場所、発表場	練習室、リハーサル室、オープンスタジオ等
所の提供	
施設の利活用に関する助言	市民から相談が寄せられた場合、事業課職員や舞台技術課職員が対
や支援	応する。
ホームページによる施設の	ホームページは再開館を前にリニューアルし、より使いやすく見や
基本情報や施設利用可能情	すい仕様に変更。施設の詳しい情報発信を行い、周知に努める。
報の公開	

(5) 文化芸術を通して地域を活性化する事業

市内や近隣の地域の企業、関係機関等との連携事業や協力事業を実施し、パルテノン多摩および多 摩中央公園を中心とした賑わいの創出及び多摩センター地域全体の活性化につなげていきます。

《地域活性化事業》

事業名	概要
市民文化団体との連携事業	地域の市民文化団体と連携し、芸術の鑑賞、体験、創造機会を提供。

多摩センター連絡協議会等	館内外での企画立案・実施、屋外ブースでの活動紹介・公演案内等
協力 こどもまつり・夏祭	の実施。
り・ハロウィン・イルミネー	
ション	
ション 市内キャラクター等の活用	地域企業との連携強化も含めて実施

(6) 日常的に市民が集い、交流する場の提供に関する事業

2 階のロビー、4 階のオープンスペースは、催事が無いときにも広く開放し、多様な人々が集い、 交流し、にぎわうみんなの広場として機能する運営を行います。特に4階オープンスペースでは、多 くの子どもや親子が集まり、交流し、遊び、体験することなどを通じて、子どもの健やかな成長を支 えるとともに、子育て世代だけではなく多様な世代がくつろげる空間、事業を展開します。

事業名	概要
自動演奏楽器活用事業	2階のロビーなどに設置される自動演奏楽器を活用したコンサー
	トなど

(7) 貸館、撮影等場所提供に関わる事業

① 貸館、撮影等場所提供に関わる事業

貸館、撮影等場所提供に関わる事業については、共同事業体の民間パートナーが主導で実務を 担います。

財団は、共同事業体の代表団体として、関連する業務運営のためのプロジェクトチームへの参加、予算の執行状況の確認等を中心に行うほか、必要に応じて貸館利用の促進に関する活動を協力して実施するなどの業務を行います。

② その他

自動販売機の設置については、財団で管理し、安定した収入の確保につなげます。

(8) 広報宣伝事業

再開館に向けて、市民、市内外への広報を充実させます。再開館を機に、パルテノン多摩のロゴ、ホームページをリニューアルし、再開館への期待を高めていきます。また、これまで会費制で優先予約、会員割引などを行ってきた友の会制度を見直し、どなたでも気軽に登録でき、優先予約を行うことのできる「先行予約会員制」(無料)に変更することで、より多くの市民、市外からの来場者が利用できる会員制度に是正します。

(9) 駐車場管理運営事業

利用者の利便性向上の観点から、再開館後も多摩センター近隣の商業施設などで発行する駐車割引 サービスと相互で利用が可能な共同利用駐車場の一部として運用とします。消防点検日を除く駐車場 運営に影響のない施設点検日の開場は実施する予定で、駐車場の利用率向上に努め、安定した駐車場 収入を確保していきます。

(10) 施設等の維持及び修繕に関する事業

施設の維持管理及び修繕等に関する業務は共同事業体の民間パートナーが主として担う業務ですが、共同事業体のパートナーの代表団体として、必要な会議等への参加、修繕予算の執行管理等を担います。

2. その他事業

(1) 関係者連携

① 施設運営関係者との協議・調整

レストラン事業者、子どもエリアの運営事業者、市民組織など、施設運営に関わる関係事業者・ 団体と、協議・調整を行い、再開館後の施設全体がスムーズに運営されるよう連携・調整を行い ます。

② 多摩中央公園内機能連携事業

今後、多摩中央公園内に開館する中央図書館との連携、その他多摩中央公園内施設と機能連携についての検討を行うほか、今後設置される CMA 協議会(仮称)への参画など、地域の公共施設等と連携及びその準備を進めます。

③ 周辺事業者との連携

パルテノン多摩は市のシンボルであり、まちの魅力の発信の場となる拠点です。これまで、多摩センター地域活性化として、「パル TAMA フェス in 多摩センター」など毎年多くの都市活性化事業を実施してきました。わたしたちは、地区の少子高齢化を見据えた多摩ニュータウンの再生を実現するために、まちづくりを推進してきた企業や若い人たちを引き付ける魅力あるまちとなるよう努めます。

Ⅲ. 法人運営

1. 組織体制等

令和 4 年度は共同事業体として、それぞれの専門性を生かした形での施設運営を推進していきます。各課としての業務だけではなく、共同事業体としての運営課題に対応するため、各課からメンバーを招集するプロジェクトチームの組成による対応など柔軟的に業務にあたります。

パルテノン多摩の再開館後の指定管理業務に向けて業務体制が財団単独から共同事業体に移行し、 事業の体系もパルテノン多摩再開館後の令和4年度以降は大きく変わる中で、適正な組織体制の構築 を進めます。

2. 研修計画

財団では、自主事業の企画・立案に関する研修の積極的な受講など、共同事業体で指定管理を行っていく中で財団が求められる事業の専門性を中心的に発揮していくために必要となる知識・スキルのベースアップを図ります。

また、公益財団法人に属する組織の人間として守るべき事務手続きのルールや情報セキュリティに対する意識の向上のための適正な組織運営に関わる研修などコンプライアンス強化にも取り組んでまいります。

加えて、共同事業体としても、共通の目標を持ち、また互いの業務を理解して、新たな館の運営を一体的に取り組むための研修や安心で安全な施設運営のための研修を実施します。

3. 評価と運営の改善

再開館後のパルテノン多摩の運営にあたっては、急速に進む老年人口の増加と生産年齢人口・年少人口の減少、さらにはその先の人口減少社会と、それに伴う市財政規模の縮小等、将来の厳しい社会状況を見据えた中で、自主財源の確保等、経営基盤の確立と未利用者層の取り込みや将来の利用者確保が重要な課題として捉え、「今後30年間継続して利用できる施設」を目指して取り組みを進めていきます。

そのために、客観的に業務の進捗や達成状況等を検証し評価できる数値指標の設定、設定した指標に沿った成果を生み出しているかの検証、その検証結果を運営の改善につなげていく仕組みづくりを構築していきます。将来的には第三者による外部評価等を行うことも念頭に置いて取り組んでいきます。

N. まとめ

令和4年4月1日に「多摩市みんなの文化芸術条例」が施行されます。この条例は、これまで育まれてきた多摩市の文化芸術を継承し、創造し、発展させていくための指針となるものであり、条例の前文では「文化芸術は創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持つこと」を謳い、文化芸術を通して「地域を越えて人々とのつながりを築いていくこと」、そして「市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現すること」への願いが込められています。

本条例第10条では、多摩市立複合文化施設(パルテノン多摩)の位置付けも規定されており、市の区域内の他の文化施設、市民活動施設又は教育機関と連携し、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となるとともに、文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設として活用されなければならない、とされています。

「I. はじめに」でも述べた通り、多摩市立複合文化施設(パルテノン多摩)は2年間の大規模 改修工事を経て、令和4年度から本格的に稼働します。当財団は、長きにわたり新たなパルテノン 多摩のオープンを心待ちにされていた多くの皆様のご期待に応えていくため、指定管理を担うパルテノン多摩共同事業体の代表団体として、地域の文化芸術活動の拠点施設の目的と役割をしっかり と認識するとともに、閉塞感の漂うコロナ禍であるからこそ文化芸術の力で、多摩市に暮らし集うすべての人々が心豊かに過ごせるよう、そしてまちの未来を明るくするよう、全力で取り組んでまいります。